

◆令和3年度大阪府新型コロナウイルス感染症自宅療養者等往診等実施協力金にかかるQ&A

R3.9.6

No	問い	答え
1	自宅療養者等往診等実施協力金の目的を教えてください。	新型コロナウイルス感染症患者受入病床がひっ迫している中、自宅で療養している患者が急増している状況を受け、自宅療養者及び宿泊療養者の健康観察体制等を確保・充実させるためです。
2	交付対象となる機関はどのような機関ですか。	自宅療養者等の往診又は訪問看護（往診等）を行う病院、診療所、訪問看護ステーションです。
3	交付額はいくらですか。	往診1回あたり15,100円、訪問看護1回あたり8,280円です。 1患者あたり、往診は4回、訪問看護は10回を上限とします。
4	交付額に上限はありますか。	額の上限はありませんが、1患者あたり往診は4回、訪問看護は10回の範囲内です。
5	外来診療・電話等情報通信機器による診療は対象となりますか。	対象外です。
6	有料老人ホームに対して往診等に行く場合は対象になりますか。	対象です。
7	往診等の対象期間を教えてください。	新型コロナウイルス感染者受入病床がひっ逼迫している期間のうち、知事が別に定める日です。対象期間の始期は令和3年4月8日からですが、終期は別途大阪府ホームページにてお知らせ予定です。
8	交付対象となる患者はどのような患者ですか。	新型コロナウイルス感染症陽性者で大阪府内保健所長から自宅療養又は宿泊療養の対象とされ、往診等において府内に在住する患者です。疑似症患者への往診等は対象外です。また、対象期間中の往診等であっても、自宅療養又は宿泊療養が解除となったあとに行った往診等については対象外です。
9	申請書はいつからいつまでに提出すればいいですか。	往診等を行った翌月10日から翌月末までに申請してください。
10	申請書はどこでもらえますか。	下記の大阪府のホームページにて掲載しています。 http://www.pref.osaka.lg.jp/iryo/2019ncov/r3_oushin.html
11	申請方法を教えてください。	申請書をメールまたは郵送で提出してください。
12	申請書の提出先はどこですか。	郵送先：〒540-8570 大阪府中央区大手前2-1-22 大阪府健康医療部 保健医療室 感染症対策支援課 病院支援第一グループあて メール送信先：coronataisaku01@gbox.pref.osaka.lg.jp
13	1日に2回訪問看護を行った場合は、訪問看護2回分として申請してもいいですか。	医師の指示のもと行った訪問看護であれば、2回で申請していただくことが可能です。ただし、1患者あたり訪問看護は10回を上限とします。

◆令和3年度大阪府新型コロナウイルス感染症自宅療養者等往診等実施協力金にかかるQ&A

R3.9.6

No	問い	答え
14	計画的・定期的な「訪問診療」は対象となりますか。	<p>「訪問診療」は以下①又は②の場合、対象です。</p> <p>①新型コロナに感染し自宅療養を開始するにあたり、自宅療養者がかかりつけ医等に相談し、療養期間における診察日を決定し、計画的・定期的に新型コロナに関する治療を受けた場合</p> <p>②基礎疾患等を有し計画的・定期的な訪問診療を受けていた患者が、新型コロナに感染し自宅療養を開始するにあたり、かかりつけ医等に事前に相談して定期の診察日に新型コロナに関する治療を受けた場合</p> <p>※基礎疾患を有し計画的・定期的な訪問診療を受けていたものが、予定していた定期の診察日に当初計画していた診察のみを受けた場合は対象外です。</p>
15	コロナのPCR検査のために往診等に行った場合は対象になりますか。	<p>コロナ陽性患者ではないため対象外です。</p> <p>※自宅療養者等往診等実施協力金の対象範囲を参考にしてください。</p>
16	コロナ陽性であり保健所調整中で自宅待機の患者に対して往診等に行った場合は対象になりますか。	<p>対象です。※自宅療養者等往診等実施協力金の対象範囲を参考にしてください。</p>
17	死亡診断のための往診等は対象になりますか。	<p>死亡診断がされるまでは自宅療養患者とみなすことができるため対象です。</p> <p>※自宅療養者等往診等実施協力金の対象範囲を参考にしてください。</p>
18	自宅療養解除後の往診等は対象となりますか。	<p>対象外です。※自宅療養者等往診等実施協力金の対象範囲を参考にしてください。</p>